

Title	Magna Cartaをめぐる二、三の問題(続)(一)
Sub Title	The transformation of English feudalism in the early thirteenth century
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.4 (1967. 3) ,p.55(499)- 88(532)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670300-0055">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670300-0055</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## Magna Carta をめぐり二・三の問題 (続) (一)

森岡敬一郎

先般「史学」三四卷一号並に二号に、「Magna Carta をめぐり二・三の問題」と題して、ノルマン王朝成立以後、Magna Carta 制定の頃までの時期に、イングランド封建制度が、軍役代納制、Sub-Infodation の早期の展開等を通じて、封主・封臣間の封建的授受関係に基づく個人的 Nexus の著しい弛緩を生じ、封に対する権利の封主から封臣への転移、即ち近代法制史学者の用語に従うならば、Devolution が進展し、更に封臣の保有封に対する権利は、封保有権の世襲化の傾向並に Henry II の Novel Disseisin. Mort d'Ancester 等の Assize によつて保証せられ、封の授受関係に基づく個人的 Nexus は、著しく政治権力の構成原理としての力を喪い、又、中間封主の下属封臣に対する支配力も失はれて行ったことを指摘し、中間領主は、夫々自己の権利を国王権力の庇護の下に確保せざるを得ない状況にあつたことを明らかにしようとするのであつた。そしてここに封の授受関係に基づく個人的 Nexus から、封建関係の親疎関係とは一応無関係に、社会的実力に基づく権力構造の再編成の緒が認め得ることに一応注意を払つたつもりである。こうした一大変化の進行を背景に、Magna Carta の制定を、それが Statute の第一のものとして永い間中世イングランドの国家構造の基礎として、国王のみならず諸侯の側からも、Magna Carta に依拠せざるを得ない契機があつたものとしなければならなかつたのではなかつたのではなからうか。制定当初には双方ともに可成りの不満をもち、かつまた一時的な処置以上のものは考えられていなかつた節の多い Magna Carta が現在のようなものとしてイングランドの全歴史に於いてのみならず、

広く人類史の上にも、記念碑的な意味を持ち得るに至つたについては、先に略述しかつ先の拙項に於いて指摘した所が、何等かの意義があらうと思われるのである。前記の拙項に於いては、触れるべくして触れ得なかつた幾多の問題が残されているので、その後、調査した結果を纏り次第、遂次機会を得て公表し御批判・御教示を賜わりたいと考えている。今回は、土地訴訟に関する問題を中心として、先の拙項の補いとしたい。

Magna Carta 第三四条には、「Praecipe と呼ばれる令状は、自由人が彼の法廷を失うような保有に関しては、今後、発給されることになら」Breve quod vocatur Praecipe de cetero non fiat alicui de aliquo tenemento unde liber homo amittere possint curiam suam. とする規定が存する。Praecipe と呼ばれる令状とは、詳しくは、後述するが、封主たる領主裁判所に繫争中の土地保有についての訴訟に関して、国王から国王裁判所に於いて開始することを命ずる、当該保有地の所在する州の Sheriff に宛てた令状であつた。この Magna Carta 第三四条の規定は、このように、Praecipe の発給に制限を加えるものであつて、従つて、封主が封臣に支給した封の保有に関して生じ得る訴訟に関して、十分な管轄権の恢復を要求して、国王側もそれを認めたものとして、一種の封建反動と考えられ、従来幾多の歴史家によつて、Magna Carta 中最も反動的な条項とされている。即ち Magna Carta の註解書として今日も尚最高の権威とされている Mackechie<sup>(1)</sup> も、この条項を Magna Carta 中最も反動的な条項と評し、G. B. Adams も又同じ見解を採つている。<sup>(2)</sup> こうした見解は謂わば、やや少し以前までは定説的な地位を持つていたものと言つてもよいであらう。このような見解は、封建領主は、自ら封主として封臣に支給した土地の保有に関する訴訟に関しては、本来、完全な管轄権を有していたこと、Praecipe と称する令状が、以上のように、封主が支給した封の保有権についての訴訟に関して、封主

の享有して来た完全な管轄権を打破する目的をもって、国王 Henry II により意図的に案出せられ、その後特に国王 John の治世に至つて、この令状が濫発せられて、著しく封建諸侯の権利を侵害したという見解が前提とせられているものと云つてよいであらう。しかし、近時 Van Caenegem, Naomi Hurnard, Lady Stenton, Cronne, Plucknett 或は Richardson-Sayles 等による Pipe Rolls Writ 又 Regesta Anglo-Normannorum の如き文書の校訂・研究が進むに従い、(一)、かつては封建領主は支給した封土に関する全ての権利訴訟に関しては、完全な管轄権をもち又はもつべきものとされていたとする前提も、又、(二)、封建諸侯の享有していた上述のような完全な管轄権を打破するという意図的な目的をもつて、この Praecipe と称する令状が考案され、実施せられたとする前提も、共に著しく疑いを以つて見られるに至つて来た。そして又、それと共に Magna Carta 第三四条についても、更に言うならば Magna Carta を通じて見られる国王・封建諸侯の関係についても、従来とは違った視角から、考察されるに至り、かくして Magna Carta そのものの歴史的意味についても新たな吟味が加えられるに至つたと言つてよいであらう。今ここに、これら旧説・新説を整理しつつ、私なりの考えをまとめて見ることとしたい。

(一) Mackechnie; Magna Carta (2nd edition), p.349.

(二) Adams, G. B.; The Origins of English Constitution.

## 二

先づ、第一の点から考察して見よう。封主が自己の封臣についての封建的権利・義務に関する訴訟について、管轄権を有することはヨーロッパ封建制度一般の通念であると言えようし、現にノルマン征服後のイングランドについても、こうしたことが一般の通念であつたことについては、多くの史料上の根拠が存在する。例えば、かつて G. B. Adams が指摘し、強調した所であつたが、<sup>(1)</sup> Leges Henrici Primi 二五・二には「もし soc を有する何人かの封主の封臣の間に訴訟が起

つた場合には、……この訴訟は彼等の封主の裁判所で裁かれる。もし soc を有する二人の封主の封臣間に訴訟が起つた場合には、通常の訴訟については、彼の封主の裁判所に於いて審理を受けるものとする」というような規定が存在するし、又、一一〇九年から一一二一年の間に Henry II の発した「Hundred Court 並に Shire Court についての規程」に於いても、<sup>(2)</sup>「もし土地の区分又は占有についての訴訟が起り、それが余自身のバロンの間のものであるならば、余の裁判所で裁かしめよ。もし余から Honour を得ているバロンの封臣間のものであればその訴訟を、彼等の封主の裁判所で裁かしめよ。」とあり、Honour に属する封臣が、かかる問題に關しては、封主たる Honour 領主の裁判権に服すべきものであつたことは明からである。更に、Sir Frank Stenton は、The First Century of English Feudalism (Oxford, 1961<sup>2</sup>) に於いて、ノルマン征服後 Henry I の治世末までの間に於ける、Honour 領の自主性を浮彫にするに當つて、Honour 領の封臣間の封建的権利・義務の訴訟が Honour 領主の主宰する Honour 裁判所に於いて審理せられていた事例を多く採録している。<sup>(3)</sup>従つて、少くも Henry I の治世までには、封主は、彼が与えた封の保有に關しては、原則として管轄権を有していたものと考えることが出来る。

しかし、先に引用した「Hundred Court 並に Shire Court についての規程」の後段には、「夫々異つた封主から土地を支給せられた二人の封臣間に争いが起つた場合には、County Court 即ち Shire Court に於いて裁判を行う」<sup>(4)</sup>ものとするとの規定が含まれていることが、注目されなければならない。従つて、同一封主に属する二人の封臣間に、封土の帰属をめぐつて訴訟の生じた場合には、封主の管轄権が認められたとしても、二人の夫々異なる封主の封臣間の土地訴訟に關しては、更にその上級の封主ではなく、Shire Court 即ち国王裁判権の管轄下にあつたことが、一応の原則であつたようである。又例えば、上述の Leges Henrici Primi にも、先に引用したように Si est (placitum) inter homines duorum dominorum socam habencium, respondeat accusatus in curia domini sui de causa communi (25, 2) といふ

のと並んで *Leges Henrici Primi*, 五七、*De querela vicinorum* には、「同一の封主に属する者の場合には、その封主の裁判所で裁かれ、そうでない場合には、*Hundred Court* で裁かれる」(57, 1a)とある。又、*Leges Edwardi Confessoris* にも、「別のバロンの封臣についての訴訟が彼の裁判所で起つたとすれば、国王の裁判所に判決を委ねる。それなくしては、終審するべからざること」<sup>(6)</sup>とある。それ故に、直接封主は別にするが、共通の上級封主をもつ人々の間に(土地)訴訟が生じた場合にも、*Maitland* が推定したように、共通の封主の裁判権に服するのではなく、国王(又は地方)裁判所に於いて裁判が行われるのが原則であつたと思われる。即ち *Glanvill* には、<sup>(7)</sup>「*Writ* は、原告がその人から保有すると主張しているその人に向けて発せられなければならない。他の人には、上級領主に対しても (*ad capitale dominum*) に向けて発せられてはならない。しかし原告がある封主から保有すると主張し、被告が他の封主から保有する時は、どうか。かかる場合には、*Writ* が宛てられている封主はこの裁判管轄権をもつことは出来ない。と言うのは、彼は、被告がもつていると考えられている彼の裁判の権利の *seisin* を、正義に反し、又、裁判なくして奪うことは許されないから。それ故に(この場合には)、*County Court* に訴えられなければならない。そして、この訴訟は、そこで審理され、或は *capitalis curia* (*Curia Regis*) に於いて審理される。両封主は、この事件が両者の眼前で争われるように、そこに召喚されなければならない」とあるのである。又、*Leges Henrici Primi*. 一〇・一〇・一には「イングランド国王のみが又全ての人々に超越して彼の国土に於いて有している権利は以下のものがある」<sup>(8)</sup>として多くの権利を列挙して「……*defectus iustum. indicium iusticie*」を挙げていることからしても、裁判権ある封主が裁判を行わなかつた場合 (*defectus iusticia*)、又誤つた判決を下した場合 (*iniustum iudicium*)、共に裁判管轄権は、上級領主にではなく、国王にあつたのが原則であつたと思われる。

さて、周知のように、大陸に於ける封建制度と異り、イングランド封建制度にあつては、その成立の当初から、若干の

辺地の諸侯、即ち *Marcher Lord* を除き、大諸侯の所領が著しく分散しているのが原則であった。即ち、大諸侯領である *Honour* とでも、地理的には、コムパクトな一体をなすものではなく、諸多の地方に分散する多くの所領の集合体であった。更に、没収、相続その他の過程を通じて、この傾向は、次第に強まったものと考えざるを得ない。従つて、ある *Honour* 領主から封を保有する封臣が、同一封主から土地を支給せられている他の封臣の土地と境を接することは、封建時代の大陸に於けるよりは、遙かに稀であつたであろうし、多くの場合には、他の封主の封臣と境を接するものであつたのではなからうか。又、当初の封の設定の当時から、大諸侯領の封の地理的分散の傾向が強かつたから、同一封主の封臣間の問題にあつても、それが封主の中心から著しく遠隔の地に生じ、封主自身は勿論、*Honour Court* を形成する封臣達も、遠隔の地に生じた問題の実情を把握することが必しも容易でないことが間々あつたであろう。かくして、*Local Court* 即ち後には国王裁判所が、土地権利問題への介入を招く契機があつたものと思われる。

現に *H. A. Cronne* は、*Birmingham Journal of History, Vol IV, (1957)* に発表した論文 *The Office of Local Justiciar in England under the Norman Kings* に於いて、*Stubbs, Round, Adams, W. Davis, Sir Frank Stenton, W. A. Morris* が夫々注目しつつもそれ自身としては十分に検討を加えることのなかつた *Local Justiciar* の問題を、残存する国王の *Writ* の詳細な検討を通じて、特にそれ自体として考察し、ノルマン征服直後から、国王の地方に於ける治安維持、公正の確立の努力が盛に認められ、*Sheriff* は単に地方の王領地の保全のみならず、*Shire Court* を主宰して、国王裁判官としての機能を果していたこと、更に、この用務の渋滞を救うために特別の *Commissioners* を任用し、或は *Sheriff* 以外に専ら裁判に任ずる者が任命されていたことを明らかにした。ここで特に注目すべきことは、*Cronne* が注意を喚起している一一一年九月、*Northumberland* の *Sheriff, Alviric* と *Liulf* に宛つて、*Durham* の司教 *Ranulf* がその権利を恢復後、*Robert de Mascamp* が横領した *Ross* の土地の権利を、*Ranulf* に返還せしめるよう取計らう

ことを命じた Writ である。これは後の Writ of Right の祖型とも考えられるものである。又 Cronne は同二一年に、Jordan of Sackvill に宛てて、彼が Abbingdon の修道院長 Faritus 並に同修道院の修道士から奪った土地の返還を命じ、もし彼が命ぜられた所を行わなければ Walter Giffard (Jordan of Sackvill の上級領主) が執行し、それも成功しなければ Hugh de Buckland が執行すると述べている Writ にも注意を喚起している。<sup>(9)</sup> この Hugh de Buckland は Sheriff か Justicier と推定せられるので、国王が封土の保有に関してこの時期には、相当積極的に介入していたことが推知せられる(同書二八頁以下)。

更に、Lady Stenton は、近著 English Justice between the Norman Conquest and the Great Charter. 1066-1215 (London. 1965) に於いてこの問題を取上げ、土地(権利)問題の訴訟に関して Anglo-Saxon 時代から国王裁判所が積極的に介入していた伝統を指摘すると同時に、Liber Eliensis 一〇六頁所載の「イングレンツ国王 William から大司教 Lanfranc. 司教 Geoffrey 並に Mortain の Count. Robert に。司教 Remigius が Isle of Ely で新しい慣習を要求しないように注意せられたい。と言うのは、余は、彼が、その地で、彼の前任者が国王 Edward の時代、即ちこの国王死去の時に享有していた以外のものを享有することを望まないから……」<sup>(10)</sup>とある文書、並に、William I が、古来の法的伝統の維持のために、全ての人々に「我々の祖先が命じたように Hundred Cort, Shire Court を利用する」<sup>(10a)</sup>ように呼びかけている事実にも注目している。そして、先述した Henry I の治世の有名な「Hundred Court 並に Shire Court に関する規定」に見られるように、同一封主に属する封臣間の土地(権利)訴訟を別として、国王は、相当広範に土地問題の訴訟に介入したものと考えられるし、又臣民の側にあつても、土地問題の紛争の解決に当つて、国王の助力を得ることが極めて有利な途であつたであろうし、このためには国王の Writ が求められたものであろうと云ふ、Van Caenegem 編する Glanvill 以前の Writ 集成の第五五、<sup>(H)</sup>並に五七、はその一例であろうとしている。又、こうした場合には、事情



徴取のためには当然 Hundred Court なり Shire Court が利用せられたものであろうとしている。さて、こうした土地訴訟の相当多くが、最終的な決着を見る以前に、上記の諸裁判所を介しての「和解」(Final concord) によつて解決したこともあつたようである。例えば、Stenton の指摘する所によれば、Abbigdon の代々の修道院長と、Simon 並に彼の子 Thurstan の Marcham 及び Tadmarton をめぐる訴訟がそうであつた。<sup>(12)</sup>

更に、国王の土地(権利)問題に対する介入と、封主の封建的裁判権との関係を考える上に、見落すことが出来ないものとして、所謂 Writ of Right の問題がある。先に引用した「Hundred Court 並に Shire Court に関する規定」に於いて明らかであるように、同一封主に属する二人の封臣間の封土の保有の権利に関する訴訟は、当の封主の主宰する裁判所に於いて開始せられるべきものであつた。この原則は、Henry II 時代の法の実態を記したものと思われる。Glanvill の書によつても同じ原則が支配していたことは明らかである。しかし、この時期には、既に、このような訴訟の開始に當つては Glanvill に「自由なる勤務によつて、自由な保有地もしくは自由な勤務を他の人から保有している人は、国王或は裁判官からの Writ なくしては、それに関して Tenant と争うことは出来ない」とあり、又「何人も彼の自由な保有に關しては、国王又は彼の主たる裁判官の Writ なくしては、封主の裁判所に於いて証言することは出来ないものと考へられる」<sup>(13)</sup>とあり、国王の Chancery の発する Writ of Right を得る必要があつたものようである。この Writ of Right は、Writ of Praecipe が Sheriff に宛ててその命令の執行を命じているのとは異り、当該封主に対して、当令状に記載する土地の権利に関する訴訟の開始を命ずるものであつて、Glanvill に所収の典型は、次の如きものであつた。

Rex S salutem. Praecipio tibi quod sine dilatione teneas plenum rectum N de decem carucatis terrae in M. quas clamat tenere de te per liberum servitium feodi unius militis pro omni servito, quas R. ei deforciat. Et nisi feceris, vicecomes de T faciat, ne amplius clamorem inde audiam pro defectu

justitiae. Teste.....

(国王からSに。余は汝に、彼(N)が、全勤務として、一年一騎士勤務の自由身分の勤務の代償として、汝から保有すると主張し、それをRが彼から奪つた、Mにある一〇 carucateの土地について、遅滞なく完全な正義を行うことを命ずる。もし汝がそれを行わなければ、Tの Sheriff がそれを行うであろう。余がこの問題について、権利の欠怠 (defactus recti) (正当なる裁判が行われないこと) の故にこれ以上の苦情を聞かないように)

これは一見、封建的裁判権への国王の侵犯と見られる。明らかに、それ自体としてはそうであつた。しかしこの Writ of Right が、国王の側から封主のもつ封建的裁判権への侵犯若しくは制限の意図をもつて、案出せられ実施せられて行つたものであるかどうかは、更に検討を要する所である。<sup>(14)</sup>

Writ 制の発達の歴史は、Van Caenegem によつて、Glanvill 以前の Writ の集成が行われて著しく明らかになつた。<sup>(15)</sup> 従つてこの問題についても Van Caenegem の研究に先づ第一に準拠すべきであろう。扱、彼によれば、Writ of Right の最も古い型は、一一五八年頃 (恐らくそれ以前) の Brittany の Duke と Richmond の Earl とあつた Conan の Charter (B. M. Harleian Ch. 48. G. 41) 並に一一五七年 (恐らくそれ以前) の文書 (Spalding Cart. f. 29. V.) に見え、又、一一四七年頃の訴訟に關して、St. Frideswide の Cartulary は、その訴訟が国王の Writ of Right (breve de recto) を以つて初つたとしてゐる (St. Frideswide. Cart., no 1123. ii. p. 325)。<sup>(16)</sup> もつもつ Writ of Right が、  
当の訴訟が本来提起されるべき裁判所を主宰する封主に宛てられたものであつて、古い時代にあつては、このような Writ なくしても訴訟は開始せられたものであつた。<sup>(16)</sup> しかしある封臣が有力な自己の封主と争う場合などには、封臣が国王の援助を求めることは極めて有利であつたと思われる。Van Caenegem は、Pipe Rolls 31 Henry I. a. 1130 (p. 93) 並に Pipe Roll 16 Henry II. a. 1170 (p. 101) に、かかる目的のために、国王に支払いがなされたことを示してゐる記

事を見出し、又、John of Salisbury が、国王の威力が、教会裁判に於いても、仲々の意味をもつていたことを述べているのに注目している。<sup>(17)</sup> しかして、こうした Writ を得た場合には、訴訟の渋滞が少くまた訴訟の結果について国王に報告されたので、利益を得ることが多かつたものと思われる。この Writ の発生は、臣民の側からのこのような公正・迅速な裁判を得るために国王の庇護に与りたいという要求と、一方では、無用にして有害な訴訟によつて、正常な国民が保有地の権利を濫りに悩されるのを防止し、社会の秩序そのものを維持しようとする国王の配慮とが、合致した所に著しい発展をとげ、Glanvill の時代には、「自由保有地に関しては、国王もしくは国王の裁判官の Writ なくしては、何人も訴迫せられることはない」という所謂 *nemo tenetur responderere* の原則の確立を見るに至るのである。蓋し、Writ of Right 取得のためには、先づ Westminster に赴く旅行の労と、Writ 買入れのための費用の支払いと、訴件の大要を文書に認めて提出することが必要であり、国王は、これによつて無用の訴訟は防止され、又訴件を明記して申請するために、有害な訴訟を抑制する効果をもつと考えたものと思われるのである。<sup>(18)</sup> 扱、*nemo tenetur responderere* の原則が、Glanvill の言葉のように、「古来の伝統」であつて、自然裡に形成されたものであつたか (Van Caenegem)<sup>(19)</sup> 或は、Henry II の特定の立法によるものであるか (Lady Stenton)<sup>(21)</sup> は別として、この原則の確立によつて、王権による封主の管轄権に対する制約が著しく増大したことは否み得ない。

註

Carta" p. 159)

- (一) Adams, G. B.; *The Origin of the English Constitution* (New Haven, 1920) p. 380. 彼によれば、この *causa commnis* は、民事訴訟即ち土地保有関係の訴訟を意味するものと考えていた。しかし、これに対して Hurnard は、一般の訴訟という意味だとしてゐる。(Hurnard; "Magna
- (二) *Et si amodo exurgat placitum de divisione terrarum vel de preoccupacione, si est inter dominicos barones meos, tractetur placitum in curia mea. Et si est inter vavasores alicuius baronis mei honoris, tractetur placitum in curia domini eorum.*

(3) 同前 p. 68 及び p. 265 以下の同文。

(4) Et si (placitum) est inter vavasores duorum dominorum tractetur in comitatu.

(5) Si inter compares vicinos vti que sint querele,..... in curiam domini eant, si unum dominum habeat, et soca sit eius,..... si secus est, in hundretum suum, si opus est, eant. (Leges Henrici Primi. 57. 1.) (Liebermann. p. 576)

(6) Si placitum de hominibus aliorum baronum oritur in curiis suis, assit ad placitum regis iusticia, quoniam absque eo finiri non debet. (Leges Edwardi Confessori. 9. 2). (Liebermann. p. 633).

(7) Debet autem impetrari breve solummodo ad illum de quo clamat tenere is qui petit non ad alium, nec etiam ad capitalem dominum. Sed quid erit si petens ipse de uno clamat tenere et tenens ipse de alio teneat? Et quidem in tali casu quia is cui breve dicitur placitum illud tenere non potest, cum alium non possit de curia unde ipse saisitus esse intelligitur inuiste et sine iudicio dissaisire, ex necessitate itur inde ad comitatum; et ibi procedet placitum vel in capitali curia, ita quod uterque dominorum per summonitionem ibi adesse debet ut utroque

presente res agatur.....

(8) *De iure regis* [10. 10. 1]. Hec sunt iura que rex Anglie solus et super omnes homines habet in terra sua,..... in iustum iudicium, defectus iusticie.

(9) Regesta 993. 1001.

(10) Lady Stenton; English Justice between the Normans Conquest and the Great Charter. p. 13. p. 23-25.

(11) Requiritur hundred et comitatus, sicut antecessores nostri statuerunt. (Willelmi I Articuli, viii. 1.) (Liebermann; Gesetze. p. 488.)

(12) Willelmus rex Anglie O vicecomiti salutem. Precipio ut iuste ressaisis abbatem Rameseiae de dimidia carucata terrae in Tiringham et quicquid inde ablatum est iuste reddi sine mora. Si vero aliquis quicquam de illa terra reclamant, fiat rectum inter eos: volo enim ut abbas honorifice et pacifice omnia sua teneat. Teste, (Ramsey Chron. n. 196.—Regesta. 469.)

(ヤキーク國王 William 及び Sheriff O じ。余は汝の Treckingham 及び carnate の土地を Ramsey 修道院長に正しく resseise せんことを命じ、又、そこで奪はれたもの全てを、恢復されるようにしなむ。しかし何人ががこの地に於いて何物を要求するときは、彼等の間に公正

をあらうもの。と言つのは、余は、当修道院長が、彼のものである全つものを、名譽を以つて又平和裡に、保有することを望むものであるから。)

Henricus rex Angliae R vicecomiti solutem. Praecipio tibi ut resaisias abbatem Aldwinum de terra quam Willelmus Osmundi filius tenet injuste et postea, si quid super eam clamaverit, abbas faciat ei rectum in curia sua. (Ramsey Chron. n. 203, Regesta n. 581.

(イギリスの国王 Henry なる Sheriff R. の。余は、Osmund の子 William が不正に保有する土地を修道院長 Aldwin に汝が *resaise* せよと命ずる。そこで又、後に、彼がそこで何物かを要求するならば、修道院長をして彼の裁判所で彼に正義を行はせよと。)

(12) Abbingdon Chronicle. pp. 166-68. 184-7. 223-6.

(Stenton. 歴史。 p. 24 以下)

(13) (Glanvill) Cum quis itaque clamet aliquod liberum tenementum vel servicium tenendum de alio per liberum servicium, non poterit inde trahere in placitum tenentem sine breui domini regis vel eius iusticiarum (XII. 2).

Preterea sciendum quod secundum consuetudinem regni nemo tenetur respondere in curia domini sui de aliquo libero tenemento suo sine precepto domini

regis vel iusticie capitalis. (XII. 25).

(14) 古い世代の歴史家は、意図的なものを見ることがある。例えば、Mairland のような優れた学者にもこの傾向がある。Miltland は勿論のこと、Adams によつて、Henry II 以前に先例がない所に、全く新しくこれらの方法が創出されたことを認めているのはならぬ。

一方 Richardson=Sayles, Van Caenegem. Lady Stenton 等は、意図的なものを認めない。特に Van Caenegem は、全くの Evolutionalist としての Writ of Right などの立法なくして、謂はば、自然裡のものとなつたものであるが、これによつては、Stenton の批判がある。又、従来の定説に極めて勇敢に戦つて、Richardson. Sayles によつても、必し Van Caenegem の説に賛成してゐる。

(15) Van Caenegem, R. C.; Royal Writs in England from the Conquest to Glanvill, Studies in the Early History of the Common Law. (Selden Society. 77. 1959).

(16) 同書。 p. 205.

(17) 同書。 p. 208.

(18) 同書。 p. 212-14.

(19) Van Caenegem. 同書。 p. 224

(20) Plucknett; Legislation of Edward I. p. 26-8.

(21) Lady Stenton; English Justice between the Norman Conquest and the Great Charter (London. 1965) p. 27-28.

次に Praecipe と称する Writ の考察に移らう。Magna Carta 第三四条に見える Praecipe なる Writ は、Praecipe という言葉を以つて始まる多くの種類の Writ 全てを指すものではなく、特に Glanvill, 一七、にある Praecipe quod reddat と一般に称せられている、土地訴訟に関する Writ である。と言いつたのは、この Writ は、一三世紀中葉に編集せられたものと思われる Bracton 初め、一三世紀中葉以後のこの Register of Writs にも見出し得ず、この型の Writ が Magna Carta によつて消滅してつたことが明らかであるからである。Magna Carta 第三四条の Praecipe を所謂 Praecipe quod reddat とするところについては、今日諸家の意見は全く一致している。<sup>(1)</sup> 先づ当の Writ の本文並に訳文を次に記そう。

Rex nicecomiti salutem. Precipe N. quod iuste et sine dilatione reddat R. unam hidam terre in illa ulla unde idem R. queritur quod predictus N. sibi deforciat. Et nisi fecerit, summone eum per bonos summonitores quod sit ibi in crastinum post octabas clausi Pasche coram me vel iusticiis meis ostensurus quare non fecerit. Et habeas ibi summonitores et hoc breve. Teste.....

(國王からの Sheriff へ。公正に又遅滞なく、(上述の) R が、(上述の) N が彼 (R) から奪つたと苦情を申立ててゐる。かくかくのヴィラの、一 Hide の土地を、R に返還するよう N に命ぜよ。もし実行しないならば、よき召集役 (summonitores) にあつて、Easter の週の次の日に、彼が何故実行しなかつたかを明らかにするために、余又は余の裁判官の前に出頭するように召喚せよ。その際に、召集役を伴いこの Writ を携えるべきである。)

さて、この令状の意味を分析すると、「汝返還せよ、然らざれば、余の許に來りて訴えよ」という形をとつてゐる。<sup>(2)</sup>

て、本論考の第二の問題は、従来の諸学者の間に定説であつたように、*Praecipe* と称する *Writ* が果して Henry II の封建対策として意図的に考案・制定せられたものであるか否かという点にある。Lady Stenton. *Van Caenegem* の研究の結果、このような「汝返還せよ、然らずんば、余の許に來りて訴えよ」式の *Writ*、即ち訴訟によつて権利の帰属いかんを明らかにするに先立つて、先づ訴訟の客体である物もしくは権利を原告に返還することを求める形式の *Writ* は、既に、Henry I 時代に、不正に対する苦情の訴えがあつた場合に、正式の裁判を経ることなく、当の不正を直に救済するように国王が直接命ずる行政的 *Writ* にその祖型を見ることが出来る。例えば

H. rex Anglorum Almodo archidiacono salutem. Redde abbati de Torneia manerium suum de Salebrugia ita instauratum sic [ut] illud recepisti, ne audiam inde clamorem pro penuria recti. ....  
Quod nisi feceris, Radulfus Basset faciat. Teste.....

(イングラント人の王、Henry から大助祭 Almod に。Thorney の修道院長に、Sawbridge のマナーを、汝がそれを手に入れた時のままに家畜を配して、返還し、余が再び、それについて正義の欠怠についての苦情を耳にしないようにせよ。……もし汝が実行しないならば、Ranulf Basset にそれを実行させるであらう……)

という形のものでこれである。この形式の Executive *Writ* は、*Van Caenegem* によつて、約一六例集められている。その一二は、Henry I の時代のものであるが、Henry II の時代のものも若干存在する<sup>(5)</sup>。又内容的に見るならば、主として土地の権利に関するものであつた。*Van Caenegem* の分類に於いては、*Praecipe* の系統ではなく、間接に「*Novel Disseisin*」と関係あるものとして分類されている型の *Writ* として、裁判を経ることなく、苦情の客体たる土地の *Seisin* を直に原告に認める *Writ* が一〇例引用されているが、これも、正式の裁判手続を経ることなく苦情の内容である不正を即刻救済している点で大まかには同じ類のものとして考えられないこともない。この種の超越的な方法による救済は、臣

民が同一苦情を繰越し述べた結果として、初めて発給せられたものであり、迅速な救済を確保し得たかも知れないが、その反面著しく大きな危険を内包し、反つて社会的秩序の混乱の種となる恐れが大分にあつたものと思われる。修道院や騎士が競つてこの種の Writ を得、これに基いて自力で（自称の）不正の救済を策し、又自力によつて救済を全うし得ない場合には、Sheriff が助力したのである。しかし一方の者がある Writ を得ると、又反対の者が全く逆の内容の Writ を得てそれを実行し烈しい混乱に陥いつた例は必しも少くない。例えば、Van Caenegem の挙げているものから一例を記せば、Henry I が London の司教、Norwich の司教、Anbrey de Ver. 並に Robert fitz Walter 及び、フランス人、イギリス人の全てのバロンに宛せた Writ. (Bury St. Edmunds. Feudal Documents. n. 53.) による、Wrabness のマナーについて、Bury St. Edmunds の修道院と Walchelinius の子 Ricardus なるものとの間に争いが生じ、Ricardus の申立てによつて当該のマナーは Bury St. Edmunds の修院から奪われたが、再び当該マナーを修院に返還することを命じている。<sup>(7)</sup>これは、このような略式手続の生んだ混乱の一端を正に露呈しているものと言わざるを得ない。やがてこの混乱を避けるために、「苦情のもとである不正を救済せよ、さもなれば、その理由を提示せよ、裁判を行う」という形の Writ に移り、Writ の内容上の力点は、第一段よりは第二段におかれることになつて行つたものと推測される。次にこの型の Writ を記して置く。<sup>(8)</sup>

Stephanus rex Anglorum comiti de Warena salutem. Praecepit tibi quod permittas monachos de Rading 'tenere terram suam de Cateshulla, quam Ganfridus Purcel meo concessu dedit eis, bene et in pace et libere, quicquid inde cepisti totum eis juste reddas. Et si quicquid inde clamaveris, venias in curiam meam et tenebo inde tibi plenum rectum sicut de re corne mee pertinente. Et scias quod multum miror quod ipsos monachos inde laboras. Teste.....



(イングラント人の国王、Stephen から Warren の Earl に。Reading の修道士達をこし、Geoffrey Purcell が余の同意を以つて彼等に与えた彼等の Catshill の地を、彼等がその土地に関して所有している余の特許状が、彼等がかくのあるべく保有すべしと規定しているままに、よく、平和に、又自由に、保有せしめるように、余は貴下に命ずる。そして貴下がその一部を奪つているとすれば、貴下は、正當に、彼等に返還すべきである。貴下が、その土地について何物かを要求したとすれば、余の裁判所に来るべきである。余は、余の王位に属する事柄についてと同じく、その問題について、貴下に充分な正義を行うであろう。そしてこの点に於いて、貴下がかの修道士達を苦しめることに余が大いにおどろいていることを知れ……)

とあり、Van Caenegem は、同種の例を四例引用している。ここでも、後の Glanvill に見られるように、宛名が Sheriff ではなく、原告が訴えた相手である被告自身であつたが、被告が命令に反した場合には、被告の提出する根拠に基き、正當な裁判を約束している点が注目されるべきであろう。そして最後に Sheriff を介して、被告を召換する形が生れたものと思われる。

さて、Henry II の治世は、前代の混乱時代を受けて、土地保有関係の混乱が著しく、かつ、それが社会的動揺の原因となつていたものと思われる。Novel Disseisin. Mort d'Ancestor 等の Assize によつて、「権利」とは別に、現実の保有という事実関係によつて、土地保有関係を安定しようとしたり、更に、Grand Assize の制定によつて、「土地の権利」に関する訴訟についても、従来の Judicial Battle という方法に代つて、Jury の証言による判決という方法を採用し、かつこの方式を国王裁判所の独占とし、かつ、封主ではなく封臣にこの撰釈の権利を認められたのは、こうした社会的不安定と、古来国王が、所謂「正義」の原泉として、自己の権力そのものが又封建制度そのものに根差す以上、土地保有の安定を策することが当然の帰結であつたのであろう。こうした Seisin 政策なり、事実上封臣に訴訟方式選定を一方的に

認められたことなり、更には、又、新訴訟方式である *Jury* 制を国王裁判所の独占物とすることによつて、多くの訴訟が自ら国王裁判所に集ることによつて、封建裁判所に大きい打撃が与えられたこと、又これらの諸現象を通じて、イングランド封建制度に大きな変革がもたらされたことについては否定することは出来ない。Henry II の一連の所謂対封建政策が、こうした結果を予測して予めもつて封建諸侯の勢力打破という明白な意図をもつて考えられたものであるか、近時一部の歴史家の強調するように、専ら当面の混乱解決が第一の目的であり、このような役割が充分実現可能となるような個々の材料が既に存在していたのを偶々利用したにすぎないということになるのかは、直に断定し得ないとしても、新しい解釈の成立し得る根拠は存在するものとしなければならない。

さて、*Praecipe* は *Returnable Writ* であるために、又宗教団体に宛てたものではないので、原本が伝わることが稀で、又、これが *Glanvill* に見られるような形になつたのが何時であるかを記す史料もないので、成立の正確な時期を知ることは出来ない。Lady Stenton の努力によつて、現在までに発見された最古の例は、一一九九年のものである。<sup>(9)</sup> 又 Lady Stenton は *Glanvill* にあるものは、一一八七年頃のものであろうとしている。従つて *Glanvill* にあるように「古来のように……」とあるように、古い伝統に、一つの組織化を加えて出来たものであろう。

次に、この *Writ* の効力について考察して見よう。<sup>(10)</sup> 先づ、この *Writ* は *Novel Deseisin, Mort d'Ancestor* の如き、*Seisin* に関するものではなく、「権利」に関する *Writ* であること、また「*Writ of Right (breve de recto)*」が封主に宛てたものであるに對して、これは *Sheriff* に宛てたものであつたこと、そして又、通常「*Writ of Right*」が封主の裁判所に於いて訴訟の開始を命ずるものであつたに對して、これは、*Writ* に記載されている内容を即刻 *Sheriff* 即ち国王権力によつて実行せしめるか、或は、訴訟を国王裁判所に移送せしめるものであつた。この限りでは、*Writ of Right* に増して、封建制度の基本的原理に背反するものであつたことは、従来諸家の説いて来た所に、讃成せざるを得ない。

い。次に、従来の研究者の一部が主張して来たように、この Writ は、所謂 Grand Assize を開始するものではなかつたことを付言して置きたい。しかして、又、この Writ の発給には、重大な制約があつたものようである。即ち、原告は、この Writ の客体たる土地を、被告とは別の封主から保有していると主張することが要件であり、この主張がもし誤りである場合には、原告の要求は拒けられ、原告は、改めて Writ of Right を取得して、封主の封建裁判所に於いて、権利訴訟をやり直すのである。この原則は、後になつても遵守せられたものと思われる。即ち Naomi Hurnard の研究によれば、かかる理由を以つて封主が、この Writ によつて開始せられた訴訟を自己の管轄下に奪還している例が幾つか指摘されているのである。<sup>(11)</sup>しかし、この封主の訴訟奪還の要求は、一定期間内に行われなければならなかつたから、不当に国王が訴訟を自己の裁判所に収めるといふ可能性もあつた訳である。封建諸侯の不満の原因は、むしろこの点にあつたものようである。

註

- (1) Mackechnie. Magna Carta (Glasgow. 1914<sup>2</sup>). p. 348. ナミハナ島の Naomi Hurnard. "Magna Carta 34." (Studies in Mediaeval History presented to Frederick Maurice Powicke (Oxford. 1948). M. T. Clanchy. "Magna Carta Clause 34." (E. H. R. LXXIX. (1964). p. 528). 邦訳『中世史』249頁。
- (2) Van Caenegem の分析によつて Van Caenegem; Royal Writs. p. 239-249. 彼は、この Writ が、通常の裁判手続によつて、不正の急速な恢復を命ずる executive writ として起原があるものといふ。(p. 239)
- (3) Van Caenegem が、この executive writ から、裁判に関する Writ に変化したものと見做す。この Writ が、"Das writ of praecipe, ein hypothetische Restitutionsbefehl dessen Nichtbeachtung die Kompetenz der Curia Regis begründet" といふ H. Brunner. (Schwurgerichte. s. 404) の記載をたゞす。
- (4) Regesta. n. 1033. (calendarised), Northamptonshire Charter, n. 3(6). Van Caenegem; Royal Writ. p. 239. n. 1. 恐らくは1111年から1112年の間の事である。
- (5) (1) R. Taillebois が Coventry の修道院に Gage として取つた土地の返還を命ぜられたもの。(Regesta. n. 244. 一〇六六—一〇七七年頃)
- (6) G. E. Fitz Roger が Ramsey 修道院の保有地を平和

に保つように命ぜられたもの。(Regesta n. 331. 一〇九二年頃)

(3) Stow の修道院の人々が修道院長の命令に服するよう命ぜられたもの。(Regesta. n. 334. 一〇九一—二二二二頃)

(4) Hugh が Battle 修道院のものである魚の一部を修道院に返還を命ぜられたもの。(Regesta. n. 268a. 一〇九四—一〇九五年頃)

(5) Peterborough 修道院長が Bury St. Edmunds の新教会建設のために Bury St. Edmunds の石の運搬を妨害しないように命ぜられたもの。(Regesta. n. LIX. 一〇八〇—一〇九五年頃)

(6) Walter が Abingdon 修道院の土地に危害を加えないように命ぜられたもの。(Regesta n. 391. 一〇八七—一〇九七年頃)

(7) Osbert が Durham の司教 William の死後彼が Durham 修道院から奪った悉くのものさ Durham 修道院長に返還するよう命ぜられたもの。(Regesta, n. 426 a. 一〇九六—一〇九九年頃)

(8) William of Carcario なる者が彼の兄弟 Malgar が Malmesbury 修道院に与えた土地を同修道院長が平和に保有するよう命ぜられたもの。(Regesta n. 434. 一〇八一—一〇〇〇年頃)

(9) Canterbury の St. Augustine 修道院長が

Magna Carta なるもの三の問題(続)(1)

Christenburch の上位権を尊重し、又この修道院よりも前に鐘をならせなうことを命ぜられたもの。(Regesta. n. 459a. 一〇八九—一一〇〇年頃)

(10) William Malet が William II の死後 Barling の St. Paul 教会から奪った土地を全て返還することを命ぜられたもの。(Regesta. n. 522. 一一〇〇—一一〇一年頃)

(11) Jordan de Sackvill が Abingdon 修道士から彼が奪った土地をとり Abingdon の修道士に賠償を命ぜられたもの。(Regesta. n. 974. 一一一一—一一二一年頃)

(12) Eudo Dapifer が彼の封主 Ramsey の修道院長に当然負うべき勤務の提供を命ぜられたもの。(Regesta n. 1096. 一一一四年頃)

(13) St. Alban 修道士 Ramsey 修道院長 William I, William II の時代に於ける同 Shillington・Hex-ton の間の水流を保有せよと命じたもの。(Regesta. n. 1648. 一一三〇年頃)

R. C. Van Caenegem, Royal Writs in England from the Conquest to Glanvill. (Selden Society. vol. 77. 1959.) p. 240. n. 1.

(14) 彼は(1) Canterbury St. Augustine's Hist. p. 408. n. 37. (一一五八年頃か)。(2) Reading Cart., A. f. 24. a. (一一七二年頃か)。(3) Abbingdon Cart., B. f. 112. (一一六五—一七五五年か)。(4) Newman Cart., f. 26. v.

(一一七四—一八八年)の四例を示すもの。

- (9)(1) Bury St. Edmunds. Feudal Documents. n. 10. (Regesta, n. 258). (一〇七〇年頃)
- (2) Regesta n. 372. (一〇九一—一〇九五年頃)
- (3) Bury St. Edmunds. Feudal Documents n. 14. (Regesta. n. 392) (一〇八七—一〇九七年頃)。
- (4) Ramsey Chron. n. 196 (Regesta. n. 469) (一〇九三年—一〇〇〇年頃)。
- (5) Ramsey Chron., n. 202 (Regesta. n. 574) (一〇〇一年頃)。
- (6) Ramsey Chron., n. 203 (Regesta. n. 581) (一〇〇一年頃)。
- (7) Ramsey Cart. n. CLVII. i. p. 237 (Regesta. n. 587) (一一〇一年頃)。
- (8) Canterbury St. Augustines Hist. p. 354. (Regesta, n. 1190) (一一一六—一八八年)。
- (9) Wde Birch ledl., Great Seals of Stephen. p. 25. 以下 (一一四一—一八八年頃)。
- (10) Round, Commune of London. p. 114. (London St. Martin le Grand. Cart, B. f. 62. (後同註本)) (一一四九—一五四四年頃)。
- (11) Henricus rex Anglorum episcopo London' et episcopo de Norwic' et Alberico de Uer et Roberto filio

Walteri et omnibus baronibus et fidelibus suis francis et anglis de Essex et de Norf' et Suff' et omnibus baronibus et hominibus de honore abbacie de sancto Eadmundo salutem. Sciatis quod nolo et praecepto quod Anselmus abbas de sancto Eadmundo capiat in dominio ecclesiae sue manerium de Wra benesa quod habuit Ricardus quo pater meus fuit uius et mortuus et tempore fratris mei et meo postea et sicut fuit in domino ecclesie die qua Anselmus uenit in abbaciam. Quia Ricardus filius Walchelini mihi fecit credere quod manerium illud non erat de dominio ecclesie. Et postea si filius Ricardi uoluerit dicere quod manerium illud non fuisset de dominio ecclesie tempore patris et fratris mei et meo postea, ut superadixi, tunc praecepto ut abbas teneat ei inde rectum.

- (12) Gloucester St Peter Dart. ii. p. 96 (Van Caenegen; p. 423.) 以下 後世 Henry I 世の頃の事 (Burton Cart., p. 8) (Regesta. n. 766) の事。
- (13) G. filius Petri comes Essex' vicecomiti Nort' Salutem. Praecepto Richerdo de Suenington' auod iuste et sine dilatione reddat Wilhelmo de la Baitte xij acras terre cum pertinentiis in Suenigton' quas ei deforciatut dicunt, Et nisi fecerit et idem Willemus secu-

rum te fecerit de clamore suo prosequendo tunc  
summonne per bonos summonitores ipsam Richardus  
quod sit corman nobis apud Westmonasterium a festo  
sancti Michaelis in xv dies ostensurus quare non  
fecerit. Et habeas ibi summonitores et hoc breve.  
Teste—. (p. 10・解説) p. 361-2 (Text).

尚、彼は五例集めつゝる(文書、三四八六(前出)。三四九  
九(p. 375)° 三五〇九(p. 383)° 三五二二(p. 393)° 三五  
三二(p. 406)°

(10) Glanvill i. 5. のみだの Writ せ、国王が自由を發給  
出来たハルニ。とつて Henry II の時代には、(Glanvill の  
みだの) Writ of Grace け、Writ of Course じはなか

四

次に、Henry I. Richard I. John の治世を通じて、どの程度この Praeceptum が發給されてきたかを、Naomi Hurnard, Van Caenegem. Lady Stenton の研究に準拠して、纏めて見たい。

Naomi Hurnard せ、Plea Roll、主として Curia Regis Rolls に基いて、John 王の治世として、Praeceptum の例  
を約三〇余の發見してゐる。この内、二七件は、本来国王に帰属すべきものである<sup>(1)</sup>、六例(Curia Regis Rolls. i. 344.  
iii. 96. 272. iv. 49. v. 91. vi. 120) は、封主の管轄下にあるべきものとして、裁判所に移送されるべく要求されてゐる。<sup>(2)</sup>  
又、Lady Stenton せ、Pipe Rolls に基いた計算し、次の如き結果を得ている。

した。これが變つたのは、John の頃であらう。(Van Caenegem; Royal Writs.)°

(11) 次節註(2)参照。

(12) Glanvill. (xii. 7)「しかし訴訟が、国王の主たる裁判所に  
移されてつたならば、それより二日前に legales homines  
の前で、それを要求しない限り、裁判のために定められた日  
に、それを要求しても無効であることが知られるべきである」  
(Sciendum tamen quod si ad capitalem curiam do-  
mini regis ita tracta fuerit loquela aliqua, frustra  
uendicabit quis die placiti curiam suam, nisi tercio  
die ante coram legalibus hominibus eam uendicane-  
rit.)

Statistics: "Praecepta" on Land  
(R. C. VAN. CAENEGEM:  
ROYAL WRITS p. 252)

	(1) 件 数	(2) 最低価格	(3) 最頻価格	1202	1203	1204
13 Henry II	1	5 m.	—	1	12	30
14	2	5 m.	—			
15	0	—	—			
16	0	—	—			
17	1	5 m.	—			
18	5	2 m.	5 m.			
19	0	—	—			
20	0	—	—			
21	5	2 m.	10 m.			
22	1	2 m.	—			
23	0	—	—			
24	0	—	—			
25	3	1½ m.	—			
26	13	1 m.	3 m.			
27	9	1½ m.	2 m.			
28	15	1½ m.	10 m.			
29	13	1 m.	1 m.			
30	6	1 m.	2 m.			
31	11	1½ m.	3 m.			
32	5	1 m.	£1			
33	8	1½ m.	1 m.			
34	9	1 m.	—			
10 Richard I	6	1 m.	3 m.			
10 John	18	½ m.	1 m.			

又、Van Caenege は、次のような計算を示している。

30 件の内 Curia Regis Roll にみえないものは22件  
(LadyStenton, Pipe Roll. 6 John (1204) pp. xxiii-xxxii)

これら諸研究者の計算を見るに、その数が必しも一致しないことに注目せられるであろう。これは、夫々算定の基礎とされている文書そのものに記載されている事件そのものに相違がある上に、普通算定の基礎とされている Pipe Roll の記述そのものの曖昧性にもよるのである。即ち、Praecepta なる Writ 購入の事実を記す Pipe Rolls の記されている件数

と、又、Curia Regis Rolls を主とする Plea Roll の記する件数とは相違があり、前者の方が後者より多い。例えば、Pipe Roll John 6 (1204) に於いて、Lady Stenton が検出した件数は、上記のように三〇件であるが、その内二二件は、Curia Regis Rolls にそれに対応する記事が見られない。<sup>(6)</sup> Naomi Hurnard は Pipe Roll はあくまで財政史料であつて、収入のあつた記録であつて、収入がいかなる源泉によつたかについては、必しも法制度の細部についての詳細な區別についてまでも、一々指摘し、識別する必要がなかつたと考え、裁判記録たる Curia Rolls に基づべきことを主張している。<sup>(4)</sup> しかつて、Naomi Hurnard は、Magna Carta 第三四条の意義を出来るだけ低く考ふる立場から、John 治下の Praecipe 発給の数を低く押えるのに好都合な Curia Regis Roll によるべきことを主張したのではなからうか。しかし、Hurnard は、これとても全て全面を覆うに足る信憑性をもつものではないとして、信頼を置くに足る統計の設定の試みを放棄し、概数を示して大体の傾向を示すにとどめていのである。そして、約三〇件余の Praecipe の内、大部が当然の理由によつて発せられたものとして濫発の事実のあつたことを否定しようとしている。

しかし、John 時代の Pipe Roll 及び多くの裁判記録の校訂、編集を行った Lady Stenton は、こうした見解を立てていない。女史の編した Pipe Roll 6 John (1204) の解題に於いても、又、The Earliest Lincolnshire Assize Rolls A.D. 1202-1209 (Lincoln Record Society. 1926) の解題に於いても、又、Pleas before the King and his Justices 1198-1202. vol. I. (Selden Society. 1948) に於いても、又、先に一九五八年、British Academy の Raleigh Lecture として公刊された、昨年出版された English Justice between the Norman Conquest and the Great Charter. 1066-1215 (London) に所収の著名な論文 King John and the Courts of Justice に於いても、John の異常な裁判への関心とこの時代の司法制度の整備とを強調し、Praecipe 多発の充分あり得ることを述べた。<sup>(5)</sup> この点は、Hurnard の前記の論考に批判を加えた Clanchy も指摘する所であること、又、Van Caenegem も明らかにしてゐるように、John の治



世からは Praecipe の Writ of Grace であり、Writ of Course になつたものと認めらる。従つてむしろ通説に従ひ、Stenton 説に従ひべきであらう。そこですると、John の時代は、封建原理の重大な侵害である Praecipe の多くとも多発の傾向があり、これによつて封建諸侯は大いなる脅威を感じ、これが Magna Carta 第三四条を生むことになつたと考えべきであらう。

註

- (一) Naomi Hurnard 及び Curia Regis Roll 及び John の裁判の Praecipe の例
- (1) the action de *rationabiliti parte*. 上例
- (2) Curia Regis. iii 105. 106. Annota (William の子 William の子) v. William Bardorf 及び Isabel. (Pipe Rollo. 6 John. 44).
- (3) Curia Regis Rolls, iv. 175. 262. Eastrid 及び Matilda の子 William. (Pipe Rols. 67 John. 235)
- (4) Curia Regis Rolls, iv. 157. Bartholomew の子 Roosica (Pipe Roll. 6 John. 128)
- (5) Curia Regis Rolls, iv. 49. Alexander de Neill v. Walter 及び Sarra の子 Simon. (Pipe Roll, 7 Jo. m. 12 d.)
- (6) Curia Regis Rolls. vi. 76. Herbert de S. Quintin 及び Agnes v. Alice de Stuteuil. (Pipe Roll, 11 Jo. m. 12 d.)
- (7) Curia Regis Rolls, vi. 201. Matilda de muntfchet v. Henry の子 Beatrice. (Pipe Roll, 11 Jo. m. 15 d.)
- (8) Curia Regis Rolls. vi. 201. Richard の子 Walter v. Simon de Berton (Pipe Roll. 15 Jo. m. 10)
- (9) Marriage Portion 及び Dower の例 (2)。
- (10) Curia Regis Rolls. iii. 219. iv. 2. 76. 118. 271. v. 3. Rob. the Marshal v. Henry of Weston (Pipe Rolls. 6 Jo. p. 112.
- (11) Curia Regis Rolls, v. 51. 137. etc. William de Tressoz v. William de Coleuyl. (Pipe Roll. 9 Jo. p. 100)
- (12) Rot. de Oblatis. p. 347. John de Annill v. William de Mumbray.
- (13) Curia Regis Rolls. vi. 187. 288. Gilbert de gant. v. Agnes de Rupe (Pipe Roll, 11 Jo. m. 7 d.) (この例の訴訟は「封土問題の訴訟」として認めらる)。
- (14) 国王直屬封土問題の訴訟の五例。
- (15) Curia Regis Rolls, iv. 41. 199. 270. Rob. de Au-

benn' v. Geoffrey de la Mare. (Pipe Roll 7 Jo. p. 75).

㊦ Curia Regis Rolls vi. 379. Osbert ㊦ Richard v. Richard de Sifrewast, (Pipe Roll. 12 Jo. m. 2 d.)

㊧ Curia Regis Rolls, vii. 307. John de Stanford v. James. (Pipe Roll. 15. Jo. m. 1)

㊨ Curia Regis Rolls. v. 310. William de Cantilupe. v. Dustable ㊦ 巡視巡政。

㊩ Curia Regis Rolls. vi. 117. Robert Bel. v. Hugo le Bel.

(4) 幾つかの訴訟を前に國王裁判所に送じかかしたものの三例。

㊪ Pipe Roll. 6 Jo. p. 86. William de Tirant. v. Geoffrey de Porta.

㊫ Curia Regis Rolls, iii, 94. 156. 164. Yovo de Estrop- peres v. Herbert de Estropes. (Pipe Roll 6 Jo. p.

128)

㊬ Curia Regis Rolls. vi. 142. 228. 308. 354. Joseucs de Wastinneis. (Pipe Roll 13. Jo. m. 16 d.)

(5) 封主自身が被告又は Warrantly による場合。Maitland は、封主自身はかかる場合には、自分の裁判所を主權出来な  
いとしてゐるが、Adams の指摘してゐるように、それが何  
時も適用されたか否かは明らかではない。しかし、この原則  
の適用と思はれるもの、七例。

㊭ Curia Regis Rolls, ii. 133. 247. 280. Robert de

Magna Carta や Magna Carta の問題 (續) (1)

Trihanton v. Joscelin f. Payn. (Pipe Roll 5. Jo., p.

103)

㊮ Pipe Roll 8. Jo. p. 103. Agnes de Amundeuill v. Nicholas de Amundeuill.

㊯ Curia Regis Rolls. vi, 11. 70. Ralph de Taterset v. William de Pinkini. (Pipe Roll 11. Jo., m. 5 d.)

㊰ Curia Regis Rolls. vii, 272. Susanna de Planez (Pipe Roll, 15 Jo. m. 3)

㊱ Pipe Roll. 11. Jo. m. 5 d. Alexander Alexander ㊦ Alexander v. Matilda de Tarston.

㊲ Rot. de Oblatis. p. 542. Robert de Watenuil v. Earl David. (Pipe Roll. 15. Jo. m. 7)

㊳ Pipe Roll. 7. Jo., p. 274. Nigel Pincebec 及び Alice 及び Robert de Tresgoz 及び Sibilla.

(6) defactus iustita によるもの、一例。

㊴ Curia Regis Rolls. iii, 185. 323-4 etc. William de Bilton v. Theobald de Bilton. (Pipe Roll. 15. Jo., m.

9) (Naomi Hurnard. p. 166-8)

(7) Nanmi Hurnard が発見した。Praecepto によつて國王  
裁判所に於いて開始された訴訟が、封主の正當なる理由の提  
示によつて、封主の裁判所に移送された例は、次の如くであ  
る。

㊵ Curia Regis Rolls. i. 344. Alicia Bassett v. Henry ㊦

(五十三)

七九

Tukeflet のカトリックに關する訴訟。

- (2) Curia Regis Rolls (iii. 272. (Pipe Rolls. 7 Jo. p. 212). Henry de Nevill v. William Arsic. (封主) Robert Arsic が一度管轄権を主張して失敗したが、彼自身が訴訟に於いて warrant でもあったために、この訴訟に対する権利を失ったものと認められる。
- (3) Curia Regis Rolls. iv. p. 49. (Pipe Rolls. 7. Jo. p. 236). Peter de Alto Bosco v. Eustace de Turroc. 訴訟開始三日後に、Hulme の修道院長が管轄権を主張して成功。
- (4) Curia Regis Rolls. vi. p. 210. (Pipe Rolls. 13. Jo. m. 4). William de Scoteny v. Alan de Chatterton. Simon de Kyme が管轄権を得た。
- (5) Curia Regis Rolls. iii. 96. (Pipe Rolls. 7 Jo. p. 217) の Warrin v. Terefeld は、原告自身が封主でもあったが、又 (6) Curia Regis Rolls. v. 91. (Pipe Roll. 9. Jo. p. 100) の Ipolitus Pridas Matilda (彼の妻) v. Clement de Turroc では、直接封主に defaultus iuriae があつたので、夫々封主の管轄権恢復の要求は失敗している。(Naomi Hurnard. p. 169-170. 特に p. 160. N. 1.)
- (3) Lady Stenton のみならず、Pipe Roll に見出される Curia Regis Roll に検出されないものは、次の諸例である。
- (1) Walter of Abington の Adington 所在の六 bovate の土地の争ひ。Seward of Duxbury との間訴訟。価格 1/2 m. (Lanc. 6)
- (2) Gervase of Sherington が Bleasby へ Willoughby の 1 carucate 半の土地の争ひの訴訟。価格 1/2 m. (Beds. and Bucks. 14)
- (3) Robert Monachus の寡婦 Maud が、Glideseia へ dower の争ひを争つた訴訟。価格 1/2 m. (Essex and Herts. 33)
- (4) Brard の子 William が、1 carucate の土地の争ひ、William de Sancto Licio へ 1 carucate の土地を争つた訴訟。価格 1/2 m. (Lincs. 77)
- (5) William の子 Philip への妻 Aleis' へが Brocklesby の William Hartequartier への子 Ralf へ 1 virgate の土地を争つた事件。価格 1/2 m. (Linc. 77.)
- (6) Adam de Merula が、Reginald の娘 Isabel へ Croxton への 1 bovate への土地を争つた事件。価格 1 m. (Linc. 77)
- (7) Alan of Benington が、Reginald の子 Geoffrey へ Leverton への 2 bovate の土地の争ひを争つた事件。価格 20 S. (Linc. 77.)
- (8) Lefwin の子 William が、Robert の子 Ivo へ彼等の一派が、William Basset が彼等から要求してゐる勤務と貢納の争ひ。Basset と争つた事件。価格 40 S. (Worc.)

90)

- ㉔ Ralf de Colebi が Roger の子 Ralf が奪った Stand hill の 17 acre の meadow を戻すに Ralf と争った事件。価格' 1 m. (Oxon. 111)
- ㉕ Henry de Hanleg' が Woodmancote の 1...virgate の土地並び付属の権利を戻すに Robert de la Mara と争った事件。価格' 1 m. (Glouc. 150)
- ㉖ Walter de Eglinton が Geoffrey de Burlingham と争った事件。価格' 1 m. (Salop. 158)
- ㉗ William de Belleswre' が Bellesworth の 1 virgate の土地を付属の権利を戻すに William of Baschurch と争った事件。価格' 1 m. (Salop. 158)
- ㉘ Okeover の Hugh 事件不詳。価格' 1/2 m. (Notts and Derby. 169)
- ㉙ Alan de Ernetop の妻 Agatha が Hugh de Bileham と対して Scawby の 11 bovate の土地を戻すに Hugh と争った事件。価格' 1 m. (Yorks. 189)
- ㉚ Richard de Rollobrunn が Walemare の 1 Caruante の土地を戻すに John の妻 の子 Philip と対して争った事件。価格' 1/2 m. (Yorks. 189)
- ㉛ Geoffrey Clarel が Rutepel の 5 bovate の土地を

Magna Carta やるべし 三の問題 (続) (1)

57' Godfrey Trussel の訴訟。価格' 1/2 m. (Yorks. 189)

- ㉜ Pain の子 Henry が Hill の 1 Hide の土地を戻すに Abingdon の僧と対して。価格' 1/2 m. (War and Leic. 228)
- ㉝ Richard de Cokele の子 Roger 2 Phillip が Eye の 10 acre の土地を付属の権利を戻すに Andrew de Cokeles との訴訟。価格' 1/2 m. (Nort. and Suff. 244)
- ㉞ Solomon の子 Ralf が Folesham の 10 acre の土地を戻すに Hervey の子 Thomas と対しての訴訟。価格' 10 s. (Nort. and Suff. 244)
- ㉟ William の子 William が Wilton の 10 messuages の土地を戻すに。価格' 1/2 m. (Wilts. 254)
- ㊱ Augustine de Oxon' 2 彼の妻 Maud が Maud の dower を戻すに Robert de Luidinton' 2 妻 Dionisia と対しての訴訟。価格' 1/2 m. (Wilts. 254)
- (4) Naomi Hurnard. p. 167. (Pipe Roll の例と対しての明瞭な土地に関する Praecipe と考へるものではないこと No.)
- (5) Lady Stenton; The English Justice. p. 88.
- (6) 例として Lady Stenton; Pipe Roll 6 John. (1204) (Pipe Roll Society. N. S. 18. 1940) p. xxiii-xxx.

## 五

次に、Magna Carta 第三四条の規定そのものに移ろう。Henry II の法制改革の後を受けて、Richard I. 特に John の時代に於ける国王裁判所の進展は著しいものがある。例えば、Novel Disseisin・Mort d'Ancestor とよめ Possessory Assize が、事実上、封建裁判所から国王裁判所に収めた訴件の数は、相当大きに達したことであろう。

しかるに、注目すべきことは、当時の封建諸侯の、John 統治に対する不満の表現である Magna Carta に於いて、こうした国王の司法上の拡張という事実に対する反対が極めて少いことである。いなむしろ第一八条<sup>(1)</sup>に於いては、「Novel Disseisin 或は Mort d'Ancestor, 又 Darrein Presentment の審理は彼等自身の County Court 以外では、又次の方法によつて以外には行われざること、即ち、余、或は、国土の他にある場合には、余の主席 Justicier が一年四度、各州に二人派遣するであろう。彼等は、County の選んだ四人の騎士と共に、この裁判所の開廷の日並に場所で、County-Court に於いて、上述の Assize を開くであろう」とあつて、本来、封建裁判所から土地関係訴訟を最も多く奪うことになつたと思われる Possessory Assize そのものを認めている程である。当面の司法問題として、国王の政策にはつきりと反対を表明している条項は、唯この Praecipe に関する第三四条のみであると言つてよい。このことは、Magna Carta 成立の背後にある国王と諸侯との関係そのものを推測する上に、仲々大きい意味をもつていふように思われる。Lady Stenton<sup>(2)</sup> のように、諸侯の求めたものが、「法の支配」であり、国王に「法の支配」に服することを強制することにあつたと言ふ言葉で表現する所も又、Richardson・Sayles<sup>(3)</sup> のように、国王と諸侯との対立が根本的なものではなかつたと言ふ言葉で表現する所も、共に同じ意味であつたであろう。王権そのものは認めつつ、その権力の濫用を抑制するという方向に向つていたものと言わざるを得ない。王権と諸侯との対立を絶対的なものではなかつたとする先に記した Richardson・Sayles

は、その根拠として、この Magna Carta 第三四条を挙げているのである。事実、この条項そのものを見ると、「Praecipere と呼ばれる令状 (Writ) は、自由人が彼の法廷を失なうように保有に關しては、今後、発給されることはない」とあるのであつて、Praecipere そのものの廃止の要求ではなく、その濫用の禁止の要求であるに過ぎなかつた。

この Magna Carta 第三四条の効果とその後の歴史とはどうであつたであろうか。封建原則としては、封主が封臣の土地の帰属・分配に關して管轄権をもつものたることをはつきりと主張し、国王が承認したことであつた。そしてこの規定は、Magna Carta が一二一五年の最初の公布の後、再三にわたる修正・再公布という過程を通して、王権に対する侵犯の著しい諸条項が廃止せられたにも不拘、本第三四条は、何等本文に変更を加えられることなくそのまま残され、<sup>(4)</sup> 即ち、一二一六年の Magna Carta では第二七条、一二一七年の Magna Carta では第三〇条、一二二五年の Magna Carta では第二四条となつてゐるのである。しかして、本条項がその文言から見て、Praecipere そのものの廃止ではなく制限を要求するものであつたに不拘、Praecipere という Writ そのものは、その後廃止せられたものようである。即ち一三世紀後半以後の Bracton にも、又その Register of Writs にも、この第三四条の Praecipere なる Writ は見受けられない。<sup>(5)</sup> 従つて、M. T. Clanchy の指摘してゐるものが、Magna Carta 第三四条の規定が、無意味であつたとする Naomi Hurnand の説は些か強弁に過ぎるもののものである。<sup>(6)</sup>

さて、この Praecipere に代つて現われたと思われるものが、所謂 Praecipere quod... reddat in capite であつた。<sup>(7)</sup> これは、訴訟の問題となつてゐる土地が、国王直屬封である場合に発せられたものであつた。その典型として、Bracton に見えるこの Writ を次に引用して置こう。

Rex vicecomiti tali salutem. Praecipere tali quod iuste et sine dilatione reddat tali tantum terrae cum pertinentiis in tali villa quod clamat esse ius et hereditatem suam, et tenere de nobis in capite,

et unde queritur quod praedictus talis ei iniste deforciat. Et nisi fecerit et idem talis fecerit te securum de clamore suo prosequendo, tunc summane per bonos summonitores praefatum talem quod sit coram iustitiariis nostris apud Westmonasterium tali die ostensurus quare non fecerit. Et habeas ibi summonitores et hoc breve. Teste .....

更に又、原告が国王の直屬封ではないに不拘、原告が Praecipe quod reddat in capite を取得した場合、当該の土地の封主は、De non intromittendo という令状を得て、その訴訟が Praecipe reddat in capite によつて開始せられるのを差止めて、封主の管轄下に取戻すための ordinary な方法がつくられたことも注目すべきであらう。<sup>(8)</sup> この Writ については、Hurnard<sup>(9)</sup> は、Glanvill に始るものとしてゐるが、これは余りにも Magna Carta 第三四条の意味を低く見ようとする強弁とすべきで、やはり、当 Writ の文面そのものや、Praecipe quod reddat in capite についての古い Natura Brevium の「この Writ (Praecipe quod reddat in capite) を得るには、国王直屬の保有地であることを誓約しなければならぬ。そうでない場合には、封主は Writ de non intermittendo を得て差止めることが出来る」という意味の記事や Fitz Herbert (p. 93-94) の記述に基づいて、De non intermittendo を Magna Carta 第三四条に由来するものとする Thompson の説<sup>(9)</sup>、又、これを継承する M. T. Clanchy の説<sup>(10)</sup>に賛成したい。しかし一方では Magna Carta 第三四条の文言そのものは遵守されても、国王は、又別の抜道によつて、Praecipe のもつ効果と同じ効果を要求して来たことである。これが Writ of Entry という方法であつた。<sup>(11)</sup> この Writ そのものは、一二一五年以前にも見られ、この限りでは、Magna Carta 第三四条を起源とするものではないが、しかしその著しい発展が、Magna Carta 発布の以後にあることは、諸学者の意見の一致している所である。<sup>(12)</sup> この Writ は、原告が被告の土地保有の Title に於ける Title 上の欠陥を明示して、被告の保有を否定し、かくて Seisin の恢復を求めるか、明示された Title 上の欠陥につ

いて、国王裁判所に於いて審理するかを求める Writ であつた。例えば、A は、A に当該土地を遺贈した Z を通じてしか、その土地の Entry をもない。しかるに Z は、原告の父から不当に Seisin を奪つたものであつた。従つて、この土地の Seisin を恢復するか、或は、ここに明示されている事実の真偽につき、決定を行うものであつた。これは、明示された Title 上の欠格条件一つだけについて審理するものであつて、それ以上溯つては審議し得なかつたために、Possessory Action とし、Action of Right とは區別し、Magna Carta 後も行われ、Statute of Marborough (1267 年) に於いては、現保有者の一代前に於ける不当なる Seisin の保有に限つて提起し得るといふ条件が、取去られて、この Writ の有効な範囲は著しく拡大することとなつた。かくして、この Writ of Entry は、Seisin に関する訴訟についての Writ でありながら、Seisin そのものの意味が拡大されたために土地の権利についての訴訟のそれと、実質的には異ならないものとなつたのである。

このように Magna Carta 第三四条の規定の文言は遵守された。しかし又ここで考えるべきは、Praeceptum quod reddat が対象とする土地権利訴訟そのものが著しく減少して行つた事実である。Judicial Battle によるにせよ、或は Grand Assize によるにせよ、この権利訴訟なるものは、極めて複雑・繁瑣であり、かつまた、Essoin が広範に認められて、多大の日時を要した。従つて、土地関係訴訟は、Seisin の問題として扱われることが次第に多くなつて行つたものと思われる。例えば Richardson・Sayles が最近著 Law and Legislation in England from Aethelberht to Magna Carta (Edinburgh. 1966) に於いて指摘しているように、土地の権利についての訴訟は、一二世紀に至つて著しく減少してゐるのである。<sup>(45)</sup> こうして考えると Magna Carta 第三四条は、封建原則そのものの主張としては、一応の筋が通つていたとしても、實際的効果に於いては、余り大きいものとは考えられない。先に述べたような、文言そのものは遵守して、Praeceptum quod reddat が発給せられなくなり、かつまたこれに代つた Praeceptum quod reddat in capite が封建原則



の埒内に於いて許容せられるものであつたし、これが誤つて発給せられた場合の救済手段たる *De non intermittendo* も創始せられたと言ふ限りでは、明らかに封建原則の確立ではあつたが、一方では *Writ of Entry* 等により国王は、実質上の損失を補ふことが出来たし、又、封主の側に於いても、第一に、封主の主宰する裁判所を構成することすら仲々容易ではなくなつて来た上に、一般に土地問題は権利訴訟よりも *Seisin* 訴訟へと動きつつさへあつたのである。こうしたことが反つて、数度の改定にも、*Magna Carta* 第三四条が、そのままの姿で認められて来た理由であつたのかも知れない。*Magna Carta* 第三四条をめぐる諸問題は、土地法の進化とも関聯して、極めて興味深いものがあるが、これを一層深く探るには、Edward I の土地立法の研究を俟たなければならない。しかしここでは、Entry の制限撤廃について「Statute of Marborough」の規定に触れて、「Edward I 治下にかへつて」*jus* と *seisin* とは融合した<sup>(19)</sup>といふ Maitland の言葉を記して置きたい。(未完)

註

(一) *Magna Carta*. C. 18.

*Recognitiones de nova dissaisina, de morte antecessoris, et de ultima presentacione, non capiuntur nisi in suis comitatibus et hoc modo; nos, vel si extra regnum fuerimus, capitalis judicarius noster, mittemus duos justiciarios per unumquemque comitatum per quator vices in anno, qui, cum quator militibus cujuslibet comitatus electis per comitatem, capiant in comitatu et in die et loco comitatus assias predictas.*

(2) Lady Stenton; *English Justice*. p. 78-9.

(3) Richardson, H. G. and Sayles, G. O.; *The Governance of Mediaeval England from the Conquest to Magna Carta*. (Edinburgh. 1963). p. 383-4.

(4) MackKechnie; *Magna Carta*. p. 350

(5) Clanchy. "Magna Carta Clause 34" (*E. H. R.* (1964) p. 530  
MackKechnie; *Magna Carta* p. 352

(6) Clanchy. "Magna Carta Clause 34". p. 532

(7) これとは別に、Henry III の時代から、封主の裁判所に *defactus intuitsiae* があつたことを理由として明記する



この種のものゝ祖型がこの時期にあつたことを示唆するもの  
ふつらる (p. 260)。

一般に Writ of Entry の起原その他については Van  
Caenegem (Royal Writ.) 及び G. S. Adams. (Court and  
Council) Maitland. (Forms of Action.) を見よ。

(14) (Statute of Marborough. c. 29.) Provisum est eciam.  
quod si alienaciones illae, de quibus breve deingressu  
dari consuevit, per tot gradus fant, quod breve illud  
in forma prius usitata haberi non possit, habeat  
conquerens breve de recuperanda seisinā, sine men-  
tiona graduum, ad cuiuscumque manus per huiusmodi  
alienaciones res illa devenerit. per brevā originalia  
per consilium domini Regis providenda.

(又、次のことが定められる。もし、横領(それについて  
Writ of entry が認められるのが常であつたが)が、それ  
程の程度まで行はれるとすれば、最初の形に於いて用いられ  
て来た Writ (Writ of Entry) が、得られ得ならうとすれば、  
かかる横領によつて、同じものがその人の手に来るまでに、  
degree を証すことなく、原告は、seisin を恢復するための  
Writ を得べきものである。又、国王の Council にあつて、  
それのために与へらるる Original Writ にあつては、  
その Statute at Large にあつて)

(15) 概略を示すためのふつら、彼等、Rolls of Grand Assise の

件数を計算してゐる。即ち、Richard I の治世には、非常に  
多し (Curia Regis Rolls. I 1-14)。一二六〇年には、一年  
略一件程に減つ (Law Quarterly Review. liv. p. 387)。  
Edward II の治世末には、一年より一つもなくなつてた  
(Calendar of Various Chancery Rolls. pp. 145-56)  
よ。(同書 p. 113)

(16) Maitland, F. W.; The Forms of Action at Common  
Law. (Cambridge. 1941) p. 44.